

大気関係法令の改正について

- 1．大気汚染防止法の一部改正
- 2．フロン回収破壊法の一部改正

大気汚染防止法改正の必要性

建築物等の解体現場等から石綿が飛散する事例及び建築材料に石綿が使用されているかどうかの事前調査が不十分である事例が確認されるとともに、立入検査権限の強化、事前調査の義務付け、大気濃度測定の義務化の必要性等について地方公共団体から要望。

東日本大震災の被災地においても、石綿を用いた建築材料が使用されている建築物や煙突内部の石綿除去工事、解体工事において、石綿の飛散事例が確認。

昭和31年から平成18年までに施工された、石綿使用の可能性がある鉄骨造や鉄筋コンクリート造の建築物の解体等工事は、平成40年頃をピークに全国的に増加。

平成18年の大気汚染防止法の改正法の附則において施行後5年を経過した場合に検討を行うこととされているところ。



建築物の解体等時における石綿の飛散防止対策の更なる強化が必要

大気汚染防止法改正の概要

(1) 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者の変更

現在、解体等工事の施工者が行うべきこととされている特定粉じん排出等作業（吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業をいう。以下同じ。）を伴う建設工事の実施の届出について、解体等工事の発注者又は自主施工者が行うべきこととする。

(2) 解体等工事の事前調査の結果等の説明等

解体等工事の発注者から解体等工事を請け負う受注者は、当該工事が特定工事（特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。）に該当するか否かの調査を実施し、その結果及び届出事項を発注者に書面で説明するとともに、その結果等を解体等工事の場所に掲示しなければならないこととする。

(3) 報告及び検査の対象拡大

都道府県知事等による報告徴収の対象に、届出がない場合を含めた解体等工事の発注者・受注者又は自主施工者を、また都道府県知事等による立入検査の対象に解体等工事に係る建築物等を、それぞれ加える。

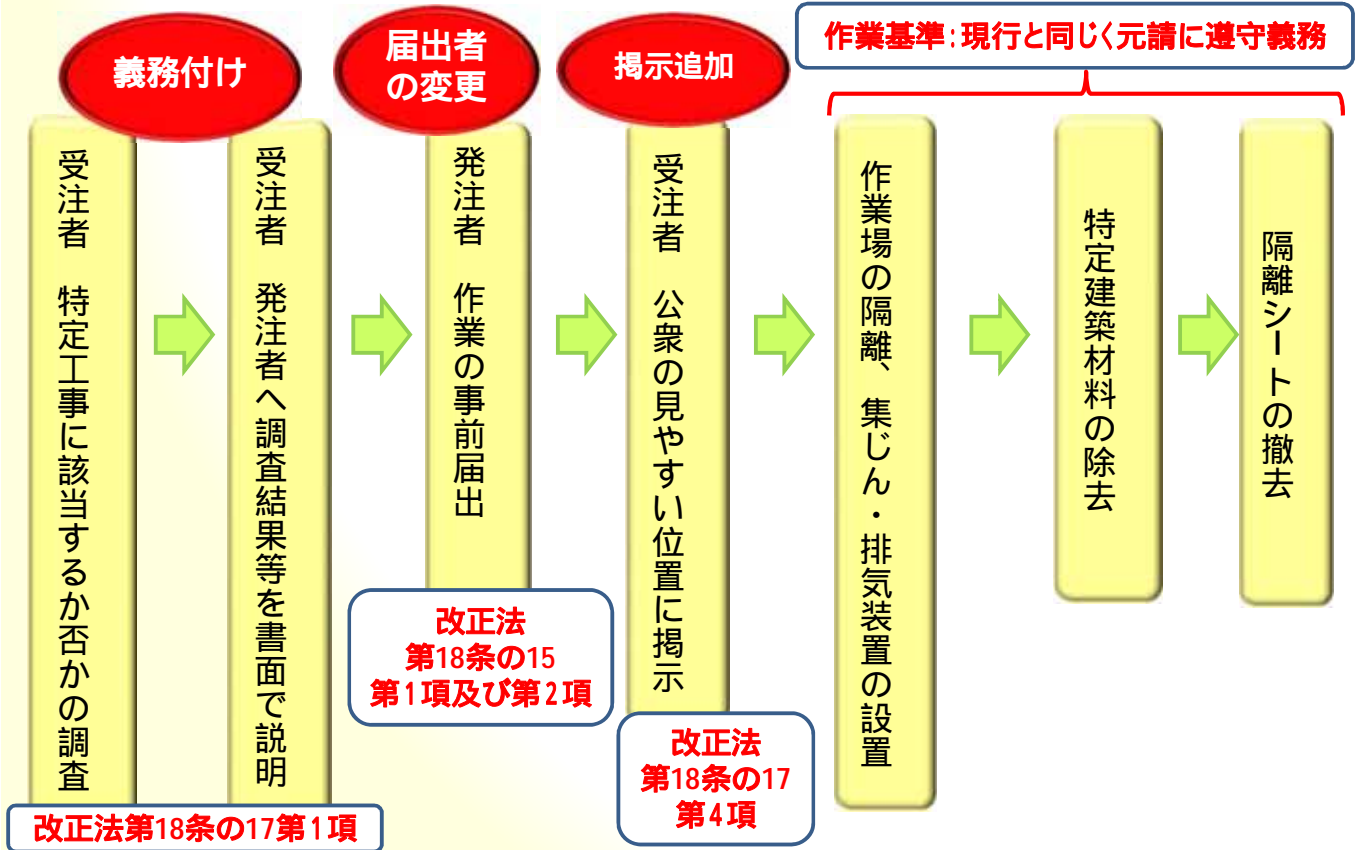
公布日 : 平成25年6月21日

施行期日 : 公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

大気汚染防止法による飛散防止の手順

自主施工者 事前調査の実施及び掲示を義務付け

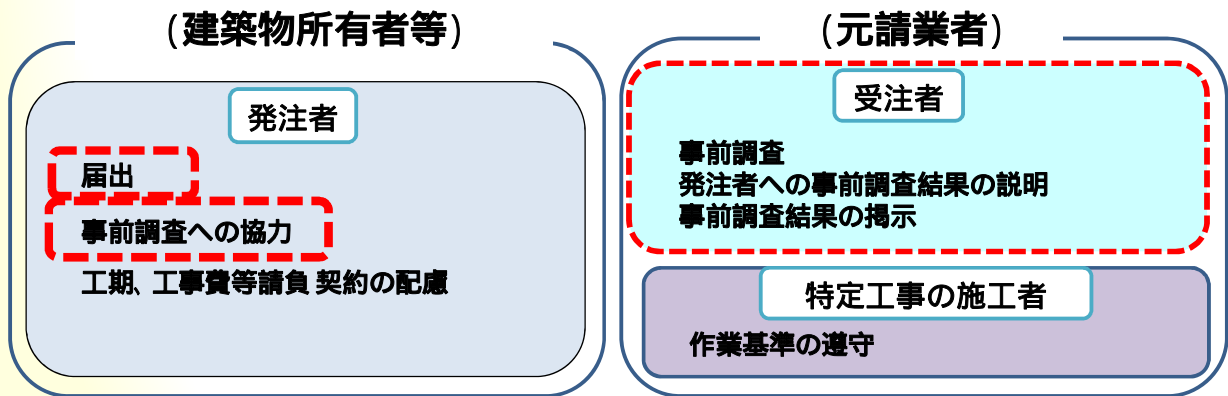
改正法第18条の17第3項及び第4項



改正法施行後の義務者

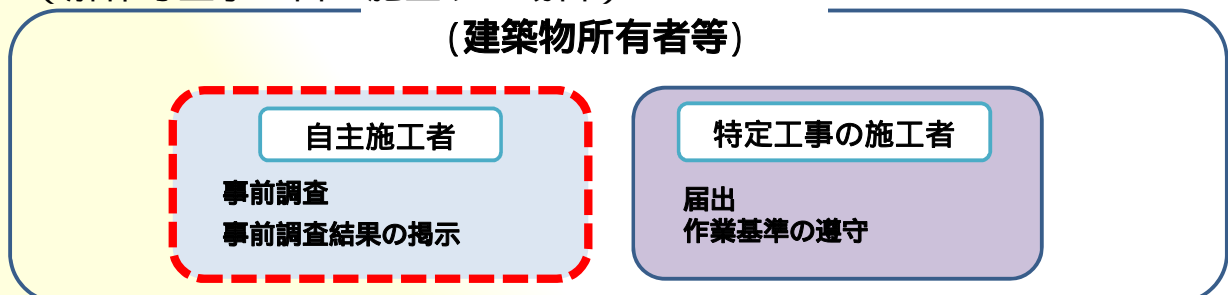
(解体等工事を請負業者に発注する場合)

(は改正箇所)



罰則規定 3ヶ月以下の禁固又は30万円以下の罰金

(解体等工事を自ら施工する場合)



都道府県等の報告・検査の改正（改正法第26条第1項）

改正する目的

- ・届出が提出されていない建築物等の解体・改造・補修現場に対しては、都道府県等が石綿飛散のおそれがあると判断した場合や、近隣住民の通報等があった場合においても、特定工事に該当することが判明していない限り、大防法による立入検査の実施が困難であり、作業基準の遵守を求めることが難しいという問題がある。
- ・このため、都道府県等の立入検査権限の対象を拡大すべきである。

<中央環境審議会「石綿の飛散防止対策の更なる強化について（中間答申）」（平成25年2月）>

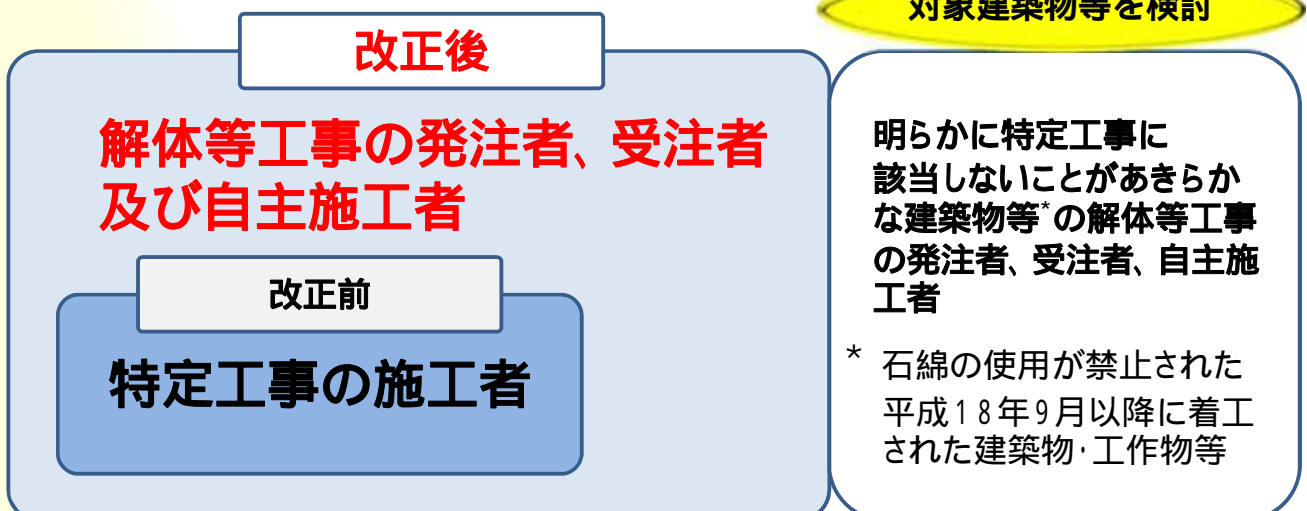
都道府県等の報告・検査（報告）（改正法第26条第1項）

報告徴収 実施者：環境大臣、都道府県知事又は政令で定める市の長

対象者：解体等工事の発注者、受注者及び自主施工者、特定工事の施工者

内 容：解体等工事に係る建築物等の状況、特定粉じん排出等作業の状況等

対象者イメージ



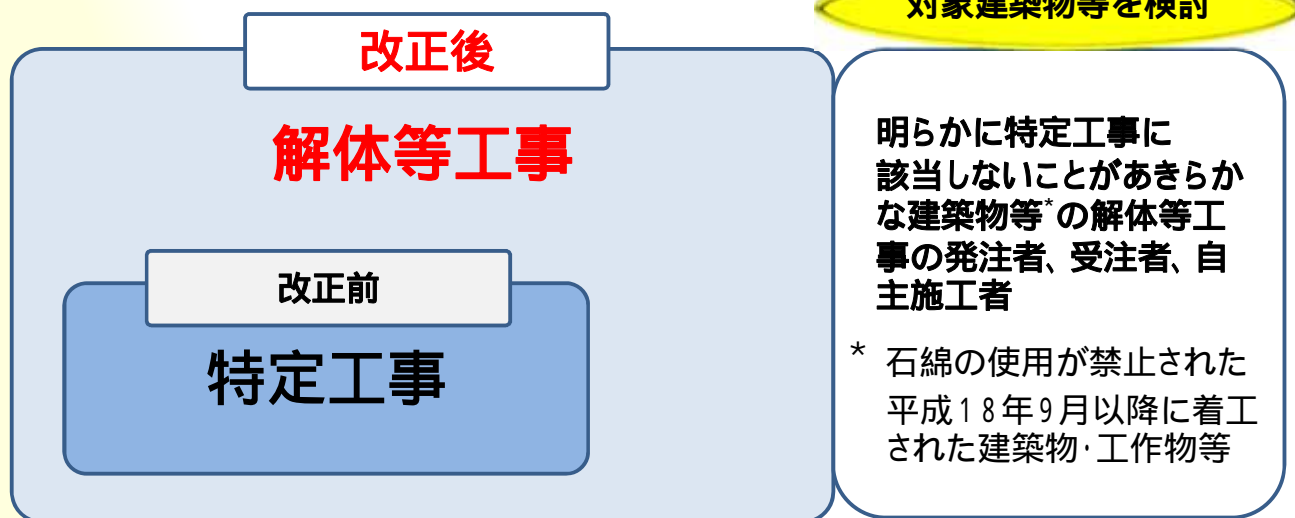
都道府県等の報告・検査（検査）（改正法第26条第1項）

立入検査 実施者：環境大臣、都道府県知事又は政令で定める市の長

対 象：**解体等工事に係る建築物等、解体等工事の現場**

内 容：**解体等工事**に係る建築物等その他の物件

対象イメージ



特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する 法律の一部を改正する法律の概要

平成25年8月
環境省
経済産業省

1. 法律改正の趣旨

冷凍空調機器の冷媒用途を中心に、高い温室効果を持つフロン類（HFC）の排出量が急増しているため、フロン類及びフロン類使用製品のメーカー等や業務用冷凍空調機器のユーザーに対して、フロン類の使用の合理化や管理の適正化を求めるとともに、フロン類の充填業の登録制及び再生業の許可制の導入等の措置を講ずる。

2. 法律改正の概要

フロン類のライフサイクルの各段階の当事者によるフロン類の使用の合理化及びフロン類の管理の適正化を促すための措置を講ずる。また、法律の名称を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改める。

(1) フロン類の製造・輸入業者

- 1 主務大臣は、フロン類の製造・輸入業者が温室効果の低い（低GWP）フロン類等の製造などフロン類の使用の合理化のために取り組むべき措置（※）に関して「判断の基準」を定め、公表する。

※ 温室効果の低いフロン類の技術開発・製造や一定の使用済フロン類の再生といった取組を想定。

- 2 主務大臣は、フロン類の製造業者・輸入業者に対し、指導及び助言、勧告及び命令等を行うことができる。

(2) フロン類使用製品（冷凍空調機器等）の製造・輸入業者

- 1 主務大臣は、フロン類使用製品（冷凍ショーケース等）のうち政令で定める製品（指定製品）について、その製造・輸入業者が製品のノンフロン・低GWP化について、一定の目標年度において達成すべき「判断の基準」（※1）、及び指定製品に関し表示すべき事項（※2）を定め、公表する。

※1 「判断の基準」策定に当たっては、代替物質の安全性、経済性やこれらと両立する最も優れたノンフロン・低GWP製品の性能等を考慮。

※2 使用しているフロン類の種類や量を表示させることを想定。

2 主務大臣は、指定製品の製造業者等に対し、勧告及び命令等を行うことができる。

(3) 業務用冷凍空調機器（「第一種特定製品」）の管理者（流通業界等）

1 主務大臣は、第一種特定製品の管理者（所有者など使用等につき責任を有する者）が当該製品の使用等の際して取り組むべき措置に関して、判断の基準となるべき事項を定める（フロン類の漏えい防止のための適切な設置、点検、故障時の迅速な修理等を主たる内容とする予定）。

2 都道府県知事は、第一種特定製品の管理者に対し、当該製品の使用等に関して必要な指導及び助言、勧告及び命令等を行うことができる。

3 フロン類算定漏えい量（製品の使用等の際して排出されるフロン類の量）が相当程度多い第一種特定製品の管理者は、毎年度、フロン類算定漏えい量等を事業所管大臣に報告しなければならない。事業所管大臣は、当該報告事項について環境大臣等に通知し、環境大臣等は、通知された事項を集計し、その結果を公表するものとする。

※ 温対法第21条の2に規定する排出量報告制度（機器使用時のフロン類の排出は制度対象外）と同様の制度。

(4) フロン類の充填、回収に係る措置

1 第一種特定製品についてフロン類の充填及び回収を業として行おうとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならない。第一種特定製品についてフロン類を充填又は回収する必要があるときは、登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に委託しなければならない。第一種フロン類充填回収業者は、フロン類の充填又は回収時には、基準に従って行わなければならない。

※ 現行の第一種フロン類回収業者を第一種フロン類充填回収業者とし、充填行為についても登録業者のみが行い得ることとする。充填基準には、充填時に漏えいを防止すること、充填前に過剰な漏えいをもたらす整備不良の状態にないか確認することを定める予定。

2 第一種フロン類充填回収業者は、フロン類の充填及び回収を行ったときは、整備を発注した第一種特定製品の管理者に充填証明書又は回収証明書を交付しなければならない。

※ 第一種特定製品の管理者は、これらの書面により、フロン類の漏えい量（＝新規充填量（充填量－回収量））を算定し、上記算定漏えい量報告を行う。書面は、情報処理センター（要件を備える者を一に限らず指定）を通じて電子的に交付することを可能とし、管理者の利便性向上を図る。

3 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品に係るフロン類を回収等した場合、

第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者へフロン類を引き渡さなければならない。

- 4 都道府県知事は、第一種フロン類充填回収業者に対し、指導及び助言、勧告及び命令等を行うことができる

(5) フロン類の再生業の許可制度の導入等

- 1 第一種特定製品のフロン類の再生を業として行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。許可を受けた第一種フロン類再生業者は、フロン類の再生時には、基準に従って行わなければならない。

※ ただし、第一種フロン類充填回収業者が簡易な再生設備を用いて自らフロン類の再生を行う場合は、許可は不要とする。

- 2 第一種フロン類再生業者がフロン類の再生を行ったときは、再生証明書を第一種フロン類充填回収業者に交付しなければならない。第一種フロン類充填回収業者は、当該フロン類に係る機器の整備の発注をした第一種特定製品の管理者等に当該再生証明書を回付しなければならない。
- 3 第一種フロン類再生業者は、再生をしたフロン類の量等の記録の作成、保存等を行わなければならない。
- 4 主務大臣は、第一種フロン類再生業者に対し、指導及び助言、勧告及び命令等を行うことができる。

(6) フロン類破壊業者に係る措置

フロン類破壊業者がフロン類の破壊を行ったときは、破壊証明書を第一種フロン類充填回収業者に交付しなければならない。第一種フロン類充填回収業者は、当該フロン類に係る機器の整備の発注をした第一種特定製品の管理者等に当該破壊証明書を回付しなければならない。

3. 施行期日

(1) 準備行為（再生業許可等）に係る改正法一部規定の施行期日

公布（平成25年6月12日）の日から起算して三ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日

(2) 法律の全面施行期日

公布（平成25年6月12日）の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日。

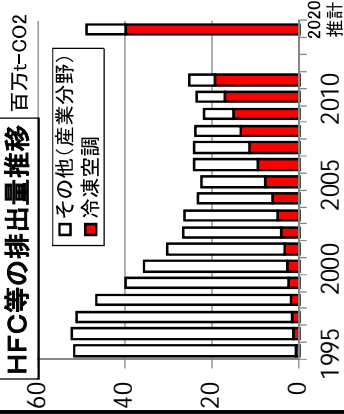
フロン類対策の一層の推進について（改正フロン法の概要）

フロン類対策の現状

- ・オゾン層破壊効果を持つフロン類（CFC等）は着実に削減。
- ・他方、高い温室効果を持つフロン類等（HFC等）の排出量が急増。10年後には現在の2倍以上となる見通し。
- ・現行のフロン法によるフロン廃棄時回収率は3割で推移。加えて、機器使用時の漏れも判明。
- ・国際的にも規制強化の動き。



対策強化後



フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を捉えた包括的な対策に。各段階の当事者に「判断の基準」遵守を促める等の取組を促す。

- (1) フロン類製造輸入業者
フロン類の転換、再生利用等により、新規製造輸入量を計画的に削減
- (2) フロン類使用製品（冷凍空調機器等）製造輸入業者
製品ごとに目標年度までにノンフロン・低GWPフロン製品へ転換
- (3) 冷凍空調機器ユーザー（流通業界等）
定期点検によるフロン類の漏えい防止、漏えい量の年次報告・公表
- (4) その他
登録業者による充填、許可業者による再生、再生/破壊証明書の交付等

現行フロン法では、特定機器の使用済フロン類の回収・破壊のみが制度の対象。

※GWP＝地球温暖化係数

